

平成19年12定環境総合対策特別委員会

行田委員

それでは、私の方からまず最初に各所管海岸におけるなぎさの保全についてお尋ねいたします。

いただきました資料の2ページの(2)に海岸及び海岸管理の概況によると、県内の海岸線延長約429キロメートルのうち、国土交通省河川局所管の海岸線延長が108キロメートル、港湾局所管の海岸線延長が257キロメートル、水産庁所管の海岸線延長が64キロメートルとなっております。各所管の海岸はそれぞれ根拠法令によって管理者が分かれていると思いますが、各所管別の海岸について何点かお伺いしたいと思えます。

まず、この資料2ページの表4にあります、県が管理する海岸保全区域として、国土交通省港湾局所管の部分が3.3キロメートル、また水産庁所管の部分が19.4キロメートルとありますが、それぞれについてどのような海岸利用を行っているのか、まずお伺いします。

砂防海岸課長

まず、資料2ページの表4でございますけれども、国土交通省港湾局所管の海岸で県が管理しております葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港、この4港に係ります海岸保全区域の延長は3.3キロメートルでございます。各港ごとの海岸保全事業でございますが、現在事業を進めておりますのは真鶴港琴ヶ浜海岸の850メートルであります。ここでは、高潮対策として護岸整備や親水性や景観に配慮した遊歩道の整備を平成5年度から進めておまして、今年度末には完成する予定でございます。

なお、これは既に完成しておりますが、湘南港海岸では藤沢海岸片瀬東浜地区で、昭和59年度から昭和62年度にかけて海岸護岸の整備がされ、また大磯港海岸では、昭和47年度から54年度にかけて防潮堤などの整備をしてまいりました。

また、葉山港海岸については、現状では主に葉山マリーナが所有している民有の港湾でございます。県としての港湾事業についてはございません。

水産課長

県が管理いたします水産庁所管海岸事業についてお答えいたします。

県が管理いたします水産庁の所管海岸は三崎漁港と小田原漁港の区域内にございます。漁港海岸でございます。三崎漁港区域が15.5キロメートル、小田原漁港区域が3.9キロメートルでございます。現在、海岸事業を実施しておりますのは、小田原漁港の御幸の浜海岸でございます。この御幸の浜でございますけれども、なぎさの線が昭和23年から昭和63年までの40年間で約20メートルも後退いたしまして、海岸利用に支障をきたすほか、背後に民家が密集しておりますので、台風における暴風、波浪の際に住民が非常に不安を持っておりました。そのため、波浪の軽減と砂浜の回復を目指して、大体海岸を10メートルほど回復させようということで、平成3年度より工事を実施しているところでございます。人工リーフ、あるいは突堤、さらに養浜の工事を行っております。おおむね平成22年度に大体の施設の整備が終わる見込みでございます。そ

の後2年ほど養浜が必要かと思われまされども、そこで事業が完了ということになります。現在では、住民の方々からも波の音が静かになったということを知っておりまして、養浜についても、入れた砂がそこに留まって、回復しているという状況でございます。

行田委員

今の話について少し視点を変えて伺いますけれども、水産庁所管の海岸は漁業の拠点でもあるわけですから、構造物の設置などについては、漁業への配慮が非常に重要だと思いますけれども、具体的にどのような工夫を行っているか、お伺いします。

水産課長

小田原漁港の御幸の浜において整備した人工リーフ等でございますけれども、人工リーフに海藻を生やして、漁業にも有用性のある構造物とする工夫をしたところでございます。御幸の浜海岸はほとんど砂浜でございます、海底にも海藻はございませんでした。人工リーフは40トンくらいのコンクリートブロックで造るわけでございますけれども、それをただ入れただけでは周辺に海藻がございませんので、胞子が飛んでこないだろうと想定されたところでございます。そこで、人工リーフに用いるコンクリートブロックを小田原の江の浦海岸というカジメが非常に繁茂している海岸に仮置きしまして、1年ほどして十分海草が繁った状況で御幸の浜海岸へ移すという工事を行っております。その結果、人工リーフには現在カジメが非常に生育しておりまして、サザエですとかアワビ、それからイセエビもとれるということで、漁業関係者の方にも非常に喜ばれているという状況でございます。

行田委員

海岸保全事業は、所管がそれぞれ違うとは言いましても、各海岸の管理者がそれぞれ連携を図って事業を進めるべきだと考えております。具体的に、どのような連携を図って海岸保全事業を進められているのか確認をいたします。

砂防海岸課長

海岸保全事業を進めるに当たりましては、県では相模灘沿岸と東京湾沿岸のそれぞれの海岸保全基本計画の策定に際しまして、県及び沿岸市町の海岸に関する行政機関、これは海岸、港湾、それから漁業管理者等を含めてメンバーとする基本計画策定検討会を平成14年に設置しまして、これまで検討を重ね、平成14年にこの基本計画の策定をいたしました。その後、平成17年3月には関係機関が連絡調整を密に行い、海岸保全行政を適切に推進するために、海岸保全基本計画策定検討会と同じメンバーで構成しました相模湾沿岸海岸保全連絡調整会議を設置し、関係機関における海岸に関する事業の情報の共有など、連携を図りながら海岸保全事業を進めているところでございます。

なお、相模湾沿岸の美しい自然海岸を将来に引き継ぐために、知事を会長としました沿岸13市町の首長及び県議会なぎさ議員連盟の代表者からなりますなぎさづくり促進協議会を平成18年3月に設置しまして、各海岸管理者の連携の下、県民参加によるなぎさシンポジウムの開催や国への要望活動なども行っているところでございます。

行田委員

分かりました。要望させていただきたいと思います。

今のお話にもあったように、県内の海岸、特に相模湾の自然豊かな海岸は県民共有の財産ですが、海岸管理者が別々に海岸事業を行っていった場合には、侵食問題も含め、統一感のない海岸線になってしまうと思います。それぞれの所管の海岸は地理的要因や目的が違うものではありませんが、情報の公開や連携によりまして、より良い海岸となりますように、なお一層の努力をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、多自然川づくりと河川環境についてお尋ねをしたいと思います。

治水対策の推進は、災害に強いまちづくりを進める上で重要な課題であります。もう一つの柱である河川環境の整備と保全の推進を図ることも同様に重要な問題であると考えています。今回の委員会資料の4のその他の取組の中でも多自然川づくりが掲げられております。私の地元であります港北区、また隣の都筑区の写真を載せていただいておりますけれども、まちづくりと連携して多自然川づくりによる河川整備が行われた事例がありまして、地元でも大変歓迎されております。今後のまちづくりの進展により、多くの地域の皆様の憩いの場になるものと期待されているところでもあります。

そこで、この鶴見川の支流の早淵川における多自然川づくりと河川環境に関連して何点かお伺いします。

まず、報告に多自然川づくりの特徴がありますが、早淵川における多自然川づくりにより整備された親水施設の特徴としてどのようなものがあるのか、お伺いします。

河川課長

お尋ねの早淵川でございますが、このような都市河川は流域の急激な進展、いわゆる都市化が進展している中で、都市部に残された貴重な空間、潤いの空間だと思ってございます。この親水施設でございますが、河川管理者の本県と関係自治体である横浜市、まちづくりの関係団体、地域の方々、NPOなどの市民団体、これらが集まりまして、計画の段階から市民ニーズを踏まえまして、「憩いと潤い、集いとにぎわい」というキャッチフレーズで河川のプロムナードとして、まちづくりと一体として整備したものでございます。

具体的には、地下鉄の駅から出ますと管理用通路から水際に向けまして、本日の資料の写真にもございます緩やかな斜面を造ってございます。この緩斜面の途中には散策路を設置しておりまして、市街地から川へ近付きやすい工夫をしたところでございます。

また、水辺におきましては、本川とは別にワンド、あるいは小水路といった水生動植物の生息空間など、水辺環境を創出いたしております。これらについては、地域の子供さんたちが気軽に立ち寄りまして、環境学習の場として利用しているところでございます。このようにまちづくりと一体となりました都市に残るオアシスとして、人にも水辺の生物にもやさしい親水施設であると考えております。

行田委員

今お話がありましたけれども、まちづくりと一体となってこの施設が造られている。この親水施設の今後の維持管理については地元と連携してやっていくと言われておりますけれども、どのような仕組みになっているのかお伺いします。

河川課長

早淵川の流域でございますが、市民団体の活動について随分長い歴史がございます、河川に関わる活動が活発に行われている地域でございます。したがって、市民意識も高く、完成した親水施設の利用に関しましても、各方面から高い期待が寄せられているところでございます。

そこで、先ほど申し上げましたが、計画の段階から維持管理の仕組みについて話が出ております。その結果、早淵川親水広場維持管理連絡会というものを設立させていただきまして、その構成メンバーでそれぞれ役割分担をして維持管理することといたしております。

具体的には、この場所を川の中の河道、一番上の管理用通路、その間の斜面の広場、及び水辺のビオトープの四つの部分に分けまして、護岸等の河道部分の維持管理は本県が、管理用通路の維持管理は横浜市が、斜面の広場については地域の方々が、水辺のビオトープにつきましては市民団体がというように維持管理の役割を分けております。この連絡会は平成 19 年の 3 月に規約を定めまして、まだ活動を始めたばかりでございますが、これからこの連絡会を活用しまして、構成メンバーが主体的に維持管理を進めていくということになってございます。

行田委員

取組についてはよく分かりました。

それと、早淵川下流域の住民の方々からは、河川の草刈りやしゅんせつなど、河川環境に関する要望をたくさんいただいております。そこで、県の管理する河川において草刈りや中洲のしゅんせつ、樹木の伐採などについてはどのような考え方で行われているのか伺います。

河川課長

まず、河川の草刈りでございますが、洪水の流下に支障となるような場合ですとか、河川利用のときに必要な場合、あるいは防犯、防火上の要請があるような場合におきまして、河川環境に配慮をしつつでございますが、一部で草刈りを実施いたしております。

草刈りの範囲でございますが、堤防の一番上の河川管理用通路の利用が多いことから、これに接します 1、2メートル程度の幅の部分の草刈りを年間 2 回程度実施しているというのが実態でございます。

なお、この河川の草刈りにつきましては、地域の住民の方々に河川愛護への関心ですとか、ふるさとの川とのふれあいを深くしていただき、また結果的にコストの縮減にもなるということで、地域の住民の方々に御協力いただいております。具体的には、自治会への作業の委託を考えておりまして、平成 18 年度ベースで申し上げますと県内各所の 125 団体と契約をさせていただきまして、地元の皆さんに草刈りを協力していただいているところでございます。

次に、しゅんせつでございますが、洪水の安全な流下に支障となるような堆積土砂がございました場合に、全体の堆積状況を見ながらしゅんせつをするということにしております。いずれにしても優先順位を付けて順次実施しております。

また、樹木の伐採などにつきましては、洪水時に流木となる、あるいは立木自体が流水を阻害するというところでありますので、必要に応じて伐採を実施しております。

行田委員

県管理の河川における管理の考え方は分かりました。良好な河川環境という観点から、適切な維持管理は大変重要であると認識をしておりますが、まだまだ地元からは要望がありまして、継続的に、計画的に維持管理を実施する必要があると考えております。

そこで、早淵川での現在の草刈りやしゅんせつの取組状況及び今後の計画について伺います。

河川課長

まず、早淵川の管理でございますが、中ほどの高田東4丁目に高田橋という橋がございますが、その橋から上流が県管理、下流が国直轄管理となっております。

まず、県管理部分の草刈りですが、先ほど申し上げました河川管理用通路のほとんどが舗装されております。このために、年2回程度の草刈りを通路の両サイドの細い部分について実施しているところでございます。

河川内の雑草等の草刈りについては、大変要望が多いところでございますが、これも河川管理用通路の通行に支障となるようなところまで繁茂した場合には、適宜草刈りを実施しております。

また、しゅんせつにつきましては、平成18年度から実施をいたしておりまして、河道内に土砂が異常に堆積した御霊橋というところが河口から1キロメートル程度のところがございますが、その御霊橋から上流500メートル程度を、平成18年度、19年度の2年間でしゅんせつをしたところでございます。

今後の予定でございますが、しゅんせつが終わった部分の更に上流の部分、こちらは都筑区になりますが、その部分について、堆積状況のひどいところのしゅんせつを進めてまいりたいと考えております。

また、樹木の伐採等につきましては、平成17年度から実施いたしておりますが、これにつきましても今後引き続き必要な場所について実施したいと思っております。

いずれにいたしましても、今申し上げましたのは予定ということでございまして、大きな台風等々が参りますと状況が一変いたします。今後とも巡視、点検を進めまして、河川の状況の変化に対応しまして、河川環境への影響にも配慮した維持管理をしたいと思っております。

行田委員

最後に要望させていただきます。

河川は都市に残されました貴重なオープンスペースであると認識しております。治水、利水ばかりを偏重することなく、身近で貴重な自然である河川を子や孫の時代までしっかりと引き継いでいくことも、現在を生きる我々に課せられた責務であると考えております。今後も災害に強いまちづくりのための河川整備の推進とともに、河川環境にもなお一層配慮して、地域住民と一体となった自然環境づくりへの取組を行っていただきたいということを強く要望して私の質疑を終わります。